



# 島根県報

令和7年9月5日（金）  
第649号  
（毎週火・金曜日発行）  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

令和7年度第4次自衛官募集	（防災危機管理課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業 廃止の届出	（高齢者福祉課）	2
土地収用法の規定による収用又は使用の手続の開始	（用地対策課）	3
指定納付受託者の住所等の変更	（教育連携推進課）	3

### 【公 告】

公共測量の実施	（技術管理課）	4
公共測量の終了	（       "       ）	4

### 【公安告示】

乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に 関する合意	（警察本部）	4
--	--------	---

**告 示****島根県告示第495号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和7年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和7年9月5日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 募集種目

自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

## 2 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者

ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において、33歳に達していない者に限る。

- (2) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれにも該当しない者

## 3 募集期間

令和7年9月16日（火）から同年11月21日（金）まで

## 4 試験種目

筆記試験（国語・数学・地理・歴史・公民・作文）・口述試験・適性検査・身体検査・経歴評定

## 5 試験期日・試験場

- (1) 筆記試験・適性検査

令和7年11月29日（土）

ウェブ試験方式で実施する。試験場は、受付時に通知する。

- (2) 口述試験・身体検査

令和7年12月6日（土）

陸上自衛隊出雲駐屯地（出雲市松寄下町1142-1）

## 6 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

## 7 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

**島根県告示第496号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があつたので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和7年9月5日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社イトガ	福祉用具貸与	株式会社イトガ	出雲市神西沖町1687-	令和7年9月30日
	特定福祉用具販売		11	

	介護予防福祉用具 貸与			
	特定介護予防福祉 用具販売			

**島根県告示第497号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定による収用又は使用の手続を開始する旨の申立てがあったので、同法第34条の3の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月5日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 起業者の名称  
島根県
- 2 事業の種類  
二級河川三隅川水系矢原川ダム建設工事
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
島根県浜田市三隅町矢原地内  
島根県益田市美都町久原、丸茂、及び宇津川地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 手続を開始する土地
  - (1) 収用の部分  
島根県浜田市三隅町矢原地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 5 土地収用法第34条の4第2項の規定による図面の縦覧場所  
浜田市役所及び浜田市役所三隅支所

**島根県告示第498号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、次のとおり令和7年島根県告示第421号で告示した事項の変更の届出があったので、同条第4項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年9月5日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定納付受託者の名称  
三菱総研DCS株式会社
- 2 変更があった事項  
指定納付受託者の事務所の所在地  
(変更前) 東京都品川区東品川4丁目12番2号 品川シーサイドウエストタワー

(変更後) 東京都港区三田三丁目5番19号

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年9月5日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業期間  
令和7年4月24日から令和8年3月27日まで
- 3 作業地域  
鹿足郡吉賀町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年8月20日に終了した旨隠岐の島町長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年9月5日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（3級及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和7年6月3日から同年8月20日まで
- 3 作業地域  
隠岐郡隠岐の島町西田地内から今津地内まで

## 公 安 委 員 会 告 示

### 島根県公安委員会告示第14号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。以下同じ。）による乗客の乗降のための停車又は運行時間を調整するための駐車に関して、次のとおり合意したので告示する。

令和7年9月5日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

- 1 合意した者
  - (1) 一畑バス株式会社
  - (2) 松江市交通局
  - (3) 島根県公安委員会
  - (4) 松江市長
  - (5) 中国運輸局長

## 2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松江駅（6番のりば）	松江市朝日町472
くにびきメッセ前（北進）	松江市学園南一丁目2
くにびきメッセ前（南進）	松江市学園南一丁目1-5
北公園（北進）	松江市学園南一丁目23-10
北公園（南進）	松江市学園南一丁目21-1
学園南二丁目（北進）	松江市学園南二丁目1-3
学園南二丁目（南進）	松江市学園南二丁目2-8
母衣小学校前（北進）	松江市北田町108-10
母衣小学校前（南進）	松江市北田町252
附属学園入口（北進）	松江市菅田町167-1
附属学園入口（南進）	松江市学園一丁目6-14
菅田庵入口（北進）	松江市菅田町18-2先
菅田庵入口（南進）	松江市学園二丁目9-39
菅田町（西進）	松江市菅田町31先
菅田町（東進）	松江市菅田町45
ソフトビジネスパーク入口（北進）	松江市北陵町55
ソフトビジネスパーク入口（南進）	松江市北陵町55
テクノアークしまね	松江市北陵町1

## 3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

松江市内で実施する自動運転バスの実証実験の用に供する自動車に限る。